

IV 東大和市男女共同参画推進審議会の答申書（写）



令和7年1月31日

東大和市長
和地 仁美 様

東大和市男女共同参画推進審議会
会長 佐近 優子



第三次東大和市男女共同参画推進計画
令和5年度年次報告書について（答申）

東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例第15条第2項に基づき、令和6年7月17日付け大市地発第6号により諮問がありました標記の件について、本審議会では審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

はじめに

東大和市男女共同参画推進審議会において、第三次東大和市男女共同参画推進計画（以下「計画」という。）に掲げた各事業の令和5年度の実績及び評価について検証し、審議いたしました。

継続して重点的に取り組むべき施策や事業について議論を重ね、本答申の作成にいたしました。

今後、この答申を生かしていただき、東大和市における男女共同参画社会の実現に向けた取組が、より一層推進されることを切に願います。

計画全般について

意識啓発における市の取組については、これまで市役所を軸に実施されておりますが、各種証明書のコンビニ交付などにより、市民の来庁機会が減少することから、産官学民で連携し、市民の目に触れやすい民間施設や学校施設等を活用するなど、実施場所の検討をしてください。

また、配慮が必要な人への支援については、様々な情報がインターネット等で誰でも入手できる状況にある一方で、必要な情報が必要な人に届いていないという状況も見られます。様々な手法を積極的に用いて、必要な情報が必要な人に確実に届くよう周知方法の工夫に努めてください。

「目標1 ともに個性と能力を発揮できる社会の実現」について

多様なニーズに応じた保育・子育て支援環境の充実については、令和5年度も保育施設の待機児童ゼロを達成しましたが、希望する保育施設を利用出来ない家庭もあります。より良い保育環境実現のため、希望する保育施設を利用出来るよう体制の整備に努めてください。

学童保育所については、令和6年度に第二小学校内に学童保育所の開設を進めていますが、依然として入所保留者が多い状況です。児童館や放課後子ども教室等の既存施設だけでなく、地域で子どもを見守り、支える場や、多世代交流ができる場所等、地域の有効資源を活用しながら引き続き子どもの多様な居場所の確保に取り組んでください。

家庭内の家事・育児等への参画促進については、男女問わず当事者意識を持って、家事・育児に参加する意欲を高めるような取組や、情報発信に努めてください。

子育て支援体制の充実については、地域の子育て経験を活かして身近な子育てを応援したいと思っている方々と子育て中の家庭を繋げる仕組みづくりを推進してください。

介護環境の整備・支援については、複雑化していく相談内容に的確に対応していくために、質の向上に努めるとともに、数多くの相談件数に対応できるよう体制を整えてください。

働き方改革・多様な働き方の実現及び女性の就業継続やキャリア形成支援については、「働き方改革懇談会」、自治体として都内初の「勤務時間インターバル宣言」、全国初の「女性の再就職応援宣言」を行いました。これらの取組は、男女共同参画社会実現に効果的であると高く評価します。市職員の健康保持と女性の活躍推進により、生産性の高い職場環境の構築、市職員の創造性の向上を目指すこれらの取組を市内民間事業者に積極的に周知啓発し、労働環境の改善を促す雰囲気をつくり、広めてください。

「目標2 互いの人権を尊重できる環境づくり」について

男女間における暴力の防止については、人権教育を含め、小・中学校において人権尊重の理念に基づき、発達段階に応じた指導を引き続き実施してください。また、子どもだけでなく、大人に対しても、ハラスメントや暴力に対しては大多数の人は被害者でも加害者でもない「第三者」であることを踏まえ、啓発事業を行う際にはアクティブ・バイスタンダー^{※5}の視点を取り入れてください。

相談と支援体制の充実については、法律相談に加え、新たに公認心理師が相談者に寄り添う、女性のための悩みごと相談を実施したことを評価します。今後は需要が多いことを踏まえ、多くの相談者に寄り添える体制の充実を努めてください。一方で男性に対する配偶者等からの暴力についての相談窓口が依然として無いことから、早急に相談体制を整えてください。

※5 アクティブ・バイスタンダー

ハラスメントや様々な暴力や差別が起きた時、その場に居合わせた加害者でも被害者でもない第三者が、被害を軽減するために、それを阻む行動をする人のこと。

ひとり親家庭に対する支援事業である「ひとり親家庭ホームヘルプサービス」事業については、この制度を利用できる可能性がある人に情報が漏れなく行き渡るように周知方法を工夫してください。

性の多様性に関する取組については、パートナーシップ宣誓制度や、性的少数者の方などの自分らしい生き方を尊重することへの周知や理解を促進する取組を進めてください。

市の職員研修を活用した意識啓発の取組については、各種ハラスメント、ストーカー行為等の防止についての研修を全職員が受講するように努めてください。

「目標3 男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実」について

教育の場における男女共同参画の推進については、早い時期に健全な人権意識を持つことは重要なことです。児童・生徒がひとりの人として尊重されながら教育を受けることは当然の権利です。生徒が個人の違いを認め合い、自由と責任を考えながら生活を送る中で、自分の意思で標準服を選び着用する標準服の自由化推進の取組を評価します。また、教職員が児童・生徒のために、人権尊重について取り組むための時間的なゆとりがある環境整備に努めてください。そのためには、学校教育の場で多忙な教職員も人権を尊重されるべき存在であるとの理解を広めることも大切です。

小学校から高校までの学びと活動の様子を、児童・生徒自身が自分の記録を積み重ねるキャリア・パスポートの作成に際して、性別による固定的な価値観について話し合う場を設けるなど、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の払拭に努めてください。

審議会等の男女比率については、令和12年度末までに女性委員の比率について40%を目標としています。しかしながら、男女比率の改善については、一向に進んでいません。特に女性委員の少ない審議会等に対しては、女性の登用について、更に踏み込んだ対応をしてください。また、会議の開催に関しては、働き方や、事情が異なる多様な市民が審議会等に参加しやすくなるようオンライン化や一時保育の導入等、環境整備を検討してください。